地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度について

1. 経緯

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度の実施に当たっては、地域医療構想調整 会議において議論する必要があるものである。

今般、十和田市立中央病院から新たに事業計画が提出されたことから、令和6年度第2回青森県(上十三地域)地域医療構想調整会議において協議する。

2. 内容

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度のうち、病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金(用途変更分)に係る事業計画について、十和田市立中央病院から提出された。(次ページを参照)

地域医療介護総合確保基金を活用した補助制度

~病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の取組を支援~

2 病床数見直し等への支援

(1)建物の改修整備

病床削減に伴い、<u>病室等を他の用途へ変更</u> するために必要な改修費用への補助

(例) 病棟・病室等を職員休憩室や会議室等に改修



(2)建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、<u>建物や医療機器の処分</u> <u>(廃棄、解体又は売却)に係る損失</u>(財務 諸表上の特別損失に計上される金額に限 る。)に対する補助







(3)人件費

病床削減又は機能転換に伴い、退職する職員の<u>早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額</u>に対する補助







区分	補助対象経費	基準額	補助率
建物の改 修整備	病室等を改修し、他の用途に 変更するのに要する工事費 又は工事請負費	削減する病床1床当 たり 300千円	1/2

【補助対象】病院、有床診療所

【主な補助要件】

○ 病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上の 病床を削減する場合を対象とする。

区分	}	補助対象経費	基準額	補助率
建物な 療機器 処分に る損失	景の	建物や医療機器の肌分(薬	削減する1床当たり 2.000千円	1/2

【補助対象】病院、有床診療所

【主な補助要件】

○ 病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上の 病床を削減する場合を対象とする。

区分	補助対象経費	基準額	補助率
人件費	早期退職制度の活用により 上積みされた退職金割増相 当額	退職する職員1人当 たり 6,000千円	1/2

【補助対象】病院、有床診療所

【主な補助要件】

○ 病院にあっては10床以上、診療所にあっては4床以上 の病床を削減する場合を対象とする。

(令和6年度事業計画)病床数見直し等への支援

「病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金(用途変更等分)」

(単位:円)

年度	構想 区域	医療機関名	病床数見直し	整備内容	交付(予定)額
R6	上十三		182床、休棟中46床)	病床利用率及び将来の医療需要を踏まえ 病床を削減するとともに、職員の勤務環 境改善を図るため、不要となった病室の 一部を会議室等に改修する。	